

***** 令和7年度 就学援助制度のお知らせ *****

(【4月1日認定開始】申請受付期間 令和7年2月3日～6月30日)

保護者のみなさんへ

逗子市教育委員会

逗子市では、経済的な理由でお子さんを逗子市立小・中学校に通学させるのが困難な保護者の方に、学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費などの一部を援助する就学援助制度を行っています。

1 援助の対象となる世帯 ※逗子市立小・中学校へ通学されているお子さんのいる世帯に限ります

(1) 生活保護を受けている世帯

認定されていますので、申請する必要はありません。(修学旅行費・学校病医療費のみ支給)

(2) 次の制度等の措置を受けた世帯

- i 生活保護の停止又は廃止
- ii 世帯員全員の市民税が非課税である
- iii 個人事業税の減免や固定資産税の減免(住居取得による減免は除く)
- iv 国民年金の保険料の全額免除又は国民健康保険の保険料の減免、徴収猶予
- v 児童扶養手当の支給(児童手当とは異なります)
- vi 生活福祉資金の貸付決定

(3) (1)(2)以外の理由で、収入が少なく就学が困難である世帯

認定にあたっては、世帯員全員の収入を基に総合的に判断します。

2 申請の手続き

※ 就学援助費は年度ごとの認定になります。前年度認定されていた世帯も毎年申請が必要です。

○提出書類 ①令和7年度 就学援助費支給申請書(兼世帯票)

②委任状・口座振込依頼書

③同意書

④申請理由を証明する書類1点(申請書の裏面をご覧ください)

○提出先 逗子市役所5階 学校教育課窓口(受付時間8:30～17:15 土日祝日及び閉庁日を除く)

※個人情報保護及び到着遅延等を防ぐため、郵送での提出はご遠慮ください。

「申請書」の「世帯の状況」欄への記入について

◆逗子市の就学援助制度では、同居している方全員を世帯員とします。

「世帯の状況」欄には、住民票上別世帯であっても、同居している方全員を記入してください。

◆主な生計維持者が単身赴任等で別居している場合も世帯員となりますので記入してください。

証明書類の添付について

◆証明書類は、収入のあるすべての世帯員について添付してください。

ただし、二世帯同居等で公共料金の支払いが別の場合は独立した世帯として扱いますので、証明書類は該当するお子さんの世帯分のみ添付し、証明書類として各世帯の同月の公共料金(ガス代、電気代等)支払領収書の写しを添付してください。

◆主な生計維持者が単身赴任等で別居している場合は、その方の証明書類も添付してください。

3 申請期間

令和7年2月3日（月）～6月30日（月）【4月1日認定開始】

※7月1日以降も申請を受け付けます。7月1日以降に認定された場合は、申請受付日を認定開始日とします。（土日祝日等の閉庁日は受付時間外です）

4 支給時期

4月～7月分を8月下旬、8月～12月を1月下旬、1月～3月分を4月下旬に支給を予定しています。

5 援助の費目と支給額（令和6年度実績） (年額)

		給食費	学用品費等	校外活動費	新入学児童生徒学用品費等	修 学 旅行費	学校病 医療費	卒業アル バム費	学 校 徴収金
小 学 校	1 年	実 費	11,630 円	交通費・見学 料等実費 (上限額あり)	57,060 円 * 小学校入学前に受給 していない場合のみ	_____	実 費 医療機関 に直接支 払います	_____	2,000 円
	2ー5 年		13,900 円		_____	_____		_____	
	6 年				63,000 円	交通費・宿 泊費・見学 料等実費		実費 (上限額あり)	
中 学 校	1 年	実 費	22,730 円	交通費・見学 料等実費 (上限額あり)	63,000 円 * 小学校 6 年次に受給 していない場合のみ	_____	実 費 医療機関 に直接支 払います	_____	9,000 円
	2 年		25,000 円		_____	_____		_____	
	3 年				_____	交通費・宿 泊費・見学 料等実費		実費 (上限額あり)	

※ 「学校病医療費」での学校病とは虫歯、トラコーマ、結膜炎、白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）、膿疱疹（のうかしん）、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病のことをいいます。治療する場合は事前に教育委員会の指示をうけてください。

※ 「新入学児童生徒学用品費」は認定開始日が4月1日の世帯のみ支給されます。なお、令和6年度に支給を受けた方は支給されません。

※ 令和8年度に中学へ入学する児童への「新入学児童生徒学用品費」は、令和8年1月に支給予定です。

※ 「校外活動費」と「修学旅行費」は認定開始日以降に参加した活動・行事のみ支給対象となります。

※ 「給食費」、「学用品費等」、「学校徴収金」は認定開始日が7月1日以降の場合、日割りの額を支給します。

※ 通学距離が、小学生片道4km以上、中学生片道6km以上の場合に、通学費として交通機関の旅客運賃を支給します。

※ 認定開始日以降、眼鏡購入費の一部補助制度があります。事前に教育委員会の発行する検眼券が必要となりますので、眼科での検眼前に学校教育課へご連絡ください。限度額、購入期限があります。

6 その他

逗子市教育委員会就学援助費交付要綱第7条（返還）において、援助費をその目的以外に使用した場合等、支給した援助費の全部若しくは一部の返還をしていただくことがあります。

7 問い合わせ先

逗子市教育委員会 学校教育課（逗子市役所5F）

逗子市逗子5-2-16 TEL 046-873-1111 内線517

Fax 046-872-3115
